

茨城県高次脳機能障害者運転再開支援講習 実施要領

1 目的

この要領は、地域の交通安全の維持と向上を図るため、運転再開を希望する高次脳機能障害者を支援するために実施する、高次脳機能障害者運転再開支援講習（以下「講習」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

なお、本講習は高次脳機能障害者が運転再開の可否判断を受けるための評価を目的として行うものであり、本講習をもって運転再開を確実にするものではない。

2 対象者

茨城県内に在住し、有効な普通自動車免許を所持する高次脳機能障害者であり、講習の受講が適当と認められた者とする。

3 関係機関の役割

- (1) 茨城県指定自動車教習所協会（以下「協会」という。）は、会員である指定自動車教習所への連絡やとりまとめを行い、指導員を対象とした研修等を行うものとする。
- (2) 指定自動車教習所（以下「教習所」という。）は、「4 実施手順等」に従い、自由講習の一環として高次脳機能障害者の実車講習を行うものとする。なお、講習にあたっては、教習所が有する教習車を用いるものとする。
- (3) 茨城県高次脳機能障害支援センター（以下「センター」という。）は、受講者、各教習所及び関係医療機関等との調整を行うとともに、必要に応じて相談支援等を行うものとする。

4 実施手順等

- (1) 支援は、センターに講習の受講希望の申し出があった者（以下「受講希望者」という。）に対して行うものとする。
- (2) センターは、受講希望者の意向や基本情報を確認したのち、受診中の医療機関に情報照会を行い、主治医の意向や医療情報の調査確認を行う。
- (3) センターは、上記(2)の結果、講習の受講が適当であると判断された者について、受講希望者が受診する医療機関の所在地及び当該人の居住地を元に、講習を実施する教習所の調整を行う。
- (4) センターは、講習を実施する教習所が決定次第、医療機関及び教習所の担当者双方に連絡を行い、講習の実施日時等を調整する。
- (5) センターは、講習当日までに入手した受講希望者に関する情報（医療情報を含む。）を教習所へ提供し、情報交換を実施する。なお、その際は別紙様式1（教習所-医療機関連携シート）を用いて行うものとする。

- (6) 講習は、原則として作業療法士など医療機関のリハビリ担当者（以下「リハビリ担当者」という。）の立ち会いで行うものとし、リハビリ担当者は受講者及び講習を担当する教習指導員（以下「教習指導員」という。）とともに教習車に同乗し、講習中の様子等動画撮影を行う。
- (7) 教習指導員は、受講者の転倒事故や走行中の交通事故防止に十分配慮して講習を行う。
- (8) 教習指導員は、講習に際しては別紙様式 2（自動車運転評価票）に基づいて運転技能の評価を行う。ただし、受講者の運転再開の可否判断は行わないものとする。
- (9) 上記（6）により撮影した動画及び同（8）により作成した別紙様式 2（自動車運転評価票）については、センターを通じてリハビリ担当者及び主治医に提供することとし、運転再開の可否判断に向けた診断の参考資料にするものとする。

5 留意事項

- (1) センターは受講者に対して情報共有や講習の趣旨について十分な説明を行い、別紙様式 3 により受講者の同意を確認する。
- (2) 受講者の個人情報の取り扱いには特段の配慮をもって行うこととし、上記 4（6）により撮影した動画については、受講者の運転再開の可否判断に向けた診断目的以外には使用してはならない。
- (3) 講習に必要な費用等は各教習所が定めるものに従うものとする。また、受講日時は、教習所における他の教習等事業の妨げとならない日時に実施するものとする。

6 疑義への対応等

この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じたときは、協会とセンターが協議して定めるものとする。

7 事務局

この要領に係る事務は、センターにおいて行うものとする。

付 則

この要領は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。